

平成23年 9月 7日

於：国土交通省（中央合同庁舎3号館）11階特別会議室

社会資本整備審議会第7回都市計画・歴史的風土分科会、
第14回都市計画部会及び第17回歴史的風土部会合同会議議事録

国 土 交 通 省

社会資本整備審議会第7回都市計画・歴史的風土分科会、
第14回都市計画部会及び第17回歴史的風土部会合同会議

1. 日 時 平成23年9月7日（水）17：30～18：30
2. 場 所 国土交通省（中央合同庁舎3号館）11階特別会議室
3. 出席者（敬称略、五十音順）
 - 〈委員〉 浅見泰司、磯部力、井出多加子、上村多恵子、辻琢也、中井検裕、原田昇、
マリ クリスティーン
 - 〈臨時委員〉 大橋洋一、谷口守
 - 〈専門委員〉 小早川光郎、吉田克己
 - 〈国土交通省〉 都市局長ほか
4. 議事概要
 - (1) 第7回都市計画・歴史的風土分科会
 - ①分科会長の互選、分科会長から各部会委員の指名
委員の互選により、浅見泰司委員が分科会長に選任された後、分科会長より各部会委員への指名が行われた。
 - (2) 第14回都市計画部会
 - ①部会長の互選
委員の互選により、中井検裕委員が部会長に選任された。
 - ②都市計画制度小委員会の審議状況と東日本大震災を巡る対応について（報告）
都市計画制度小委員会の審議状況と東日本大震災を巡る対応について、資料3により事務局から報告があった。
 - (3) 第17回歴史的風土部会
 - ①部会長の互選
委員の互選により、上村多恵子委員が部会長に選任された。
 - ②古都鎌倉の世界文化遺産推薦について（報告）
古都鎌倉の世界文化遺産推薦について、資料4-1、4-2、4-3により事務局から報告があった。

1. 開会

○事務局 失礼いたします。大変長らくお待たせいたしました。本日はお忙しいところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。ただいまから社会資本整備審議会第7回都市計画・歴史的風土分科会、第14回都市計画部会及び第17回の歴史的風土部会合同会議を開催させていただきます。私、事務局を務めさせていただいております、国土交通省都市局総務課長の佐々木でございます。どうかよろしく願いいたします。

それでは最初に第7回都市計画・歴史的風土分科会を開催いたします。座って説明させていただきます。

まず初めに委員の異動につきましてご報告いたします。去る2月27日付で委員の改選が行われております。その際、越澤委員が任期満了により退任され、新たに中井委員が就任されております。その他13名の委員におかれましては再任されております。また平成17年6月30日に諮問されました「新しい時代の都市計画はいかにあるべきか」について、去る2月17日の本分科会におきまして審議が了されたことによりまして、小出臨時委員、高橋臨時委員、中村臨時委員、藤吉臨時委員、松尾臨時委員、宮城臨時委員が退任されております。なお本日ご出席いただきました委員及び臨時委員は16名中10名でございます。社会資本整備審議会令に定めております定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

次に資料でございますが、お手元の資料に一覧表とともに10種類の資料が配付しております。ご確認いただきまして過不足がございましたら事務方に申し出ていただきたく存じます。

なおご発言の際には、目の前にございますマイクのスイッチをオンにいただきまして、ご発言の終了後はスイッチをオフにさせていただきたいと、お願いいたします。

2. 議 事

(1) 都市計画・歴史的風土分科会

① 分科会長の互選、分科会長から各部会委員の指名

○事務局 それでは、ただいまから議事に入らせていただきます。本日の議事につきましては議事次第にありますとおり、メインの中身、正式な中身につきましては、人事案件、

分科会長等の互選でございます。これは先ほどの改選、それから分科会長の退任によりまして、今、人事が決まっていない状態になっておりますけれども、東日本大震災の復興対策でありますとか、後でご説明いたします古都・鎌倉の世界文化遺産推薦などの動きに的確に対応できますように、現時点で会長の選任、委員の指名を行っておきたいと事務方で考えた次第でございます。

なお、本日皆様がお集まりでございますので、まだ途中段階ではございますが、都市計画部会におきまして都市計画制度小委員会、それから東日本大震災の対応状況につきまして、歴史的風土部会につきましては古都鎌倉の世界文化遺産の推薦の現状につきまして、事務方からご報告を申し上げたいと思います。

まず委員が改選されましたので、社会資本整備審議会令の規定によりまして、分科会長の互選をお願いしたいと存じます。委員の皆様方から分科会長の互選をいただきたいと存じますが、どなたかご推薦をお願いいたします。

○A委員 はい。

○事務局 はい、お願いします。

○A委員 私といたしましては、幅広い分野に高い見識をお持ちで、これまで都市計画部会長でご尽力された浅見委員に会長をお願いしてはいかがかと思っております。ご提案申し上げます。

○事務局 ただいま浅見委員を分科会長にというご推薦がございましたが、皆様のご意見はいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○事務局 ありがとうございます。皆様、ご異議がないようでございますので、浅見委員に分科会長をお願いいたしたいと思っております。

では浅見委員、恐縮ですが、分科会長の席にお移り願いたいと思っております。

○事務局 ここで浅見分科会長に一言ごあいさつを賜りたいと思っております。よろしく願いいたします。

○分科会長 浅見でございます。皆様のご協力をいただきまして、分科会の使命達成に努力してまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。それでは、これからの進行は浅見分科会長をお願いいたします。よろしく願いいたします。

○分科会長 それでは早速ではございますけれども、分科会に置かれる部会に属すべき

委員等につきましては、社会資本整備審議会令によりまして、当該分科会に属する委員等のうちから分科会長が指名するということになっております。

今回再任されました委員につきましては、従来どおり、それぞれの部会の委員に指名させていただきたいと思っております。また、磯部委員につきましては、従来から都市計画部会とあわせて歴史的風土部会にも所属させていただきたいと存じます。また、今回新たに就任されました中井委員につきましては、都市計画部会並びに歴史的風土部会に所属させていただきたいと存じます。

それでは事務局より、各部会に属する委員等の名簿を配付いたします。なお、正式な指名通知書につきましては、後日事務局より郵送させていただきます。

(事務局より名簿を配付)

○事務局　行き渡りましたでしょうか。それでは、ただいま浅見分科会長から両部会の委員等の指名をいただきましたので、ちょっと形式的になりますが、次は各部会に開催をいただき、部会長の互選等をお願いしたいと思っております。

(2) 都市計画部会

①部会長の互選

○事務局　まず第14回の都市計画部会の開催をさせていただきます。本日まで出席いただきました都市計画部会の委員及び臨時委員は16名中10名でございまして、社会資本整備審議会令に定める定足数を満たしていることをご報告申し上げます。それでは初めに、社会資本整備審議会令の規定によりまして部会長の互選をお願いしたいと思っております。委員の皆様の中から部会長を互選いただきたいと思いますのですが、どなたかご推薦をお願いいたします。

○B委員　はい。

○事務局　はい、お願いします。

○B委員　私は、都市計画の理論と実践双方に詳しく、都市交通・市街地整備小委員や都市計画制度小委員会で委員を務められておりました中井委員に部会長をお願いしてはと考えておりますが、いかがでしょうか。

○事務局　はい、ありがとうございます。ただいま中井委員を部会長にというご推薦がございましたが、皆様のご意見はいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○事務局　ご異議がないようでございますので、中井委員に部会長をお願いいたしたいと存じます。それでは中井部会長には部会長席にお移りいただき、これからの進行は中井部会長をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○都市計画部会長　委員の皆様からご推挙いただきました中井でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

② 都市計画制度小委員会の審議状況と東日本大震災を巡る対応について（報告）

○都市計画部会長　それでは早速でございますけれども、次の議事に移らせていただきます。都市計画制度小委員会の審議状況と東日本大震災をめぐる対応について事務局よりご報告をお願いいたします。

○事務局　先月、都市計画課長を拝命いたしました和田と申します。この説明をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

お手元に資料3「都市計画制度小委員会の審議状況と東日本大震災対応について」という資料がございます。これを説明させていただきたいと思います。まず1枚めくっていただきまして1ページでございます。

今年の2月に第6回の分科会を開いていただきまして、その後、3月に震災があつて、7月4日に第12回都市計画制度小委員会としまして東日本大震災についてご議論いただきました。このご議論を踏まえた後の対応の詳細について、この資料の2ページ以降で、後で説明させていただきます。それから8月2日、第13回小委員会ということで、これは震災ということではなくて今後の都市計画の見直しについてどういうふうに進めていくのかということをご議論いただきましたので、これを後ほど9ページ以降の資料で説明させていただきます。大きく分けてこの2つの部分になります。

それでは1枚めくっていただきまして2ページ、まず震災の関係の部分でございます。小委員会でご議論いただいたことを踏まえまして、今何をしているのかということでございます。課題はもちろん震災の復興に当たっていろいろたくさんありますけれども、その中で特に津波をかぶったような地域においては、その地域の土地がなかなか、今後使うことが難しい。かといって、ほかに新しく農地とかそういったところをかえて住まわないと、ほかに場所もない。そんなところが、この東北の沿岸部のところ、多うございます。

一方で現行の制度、仕組みとしましては、「課題の例」というところにありますように、市街化調整区域となっているところについては、スプロールを防止するための基準があって、むやみやたらにどこでも開発していいということになってございません。それから農用地区というところに農業関係の法律で決まっているところについては、原則としてここは転用できませんと。農地は農地として使ってくださいという状況でございます。こういったところで既成市街地が津波に洗われてしまって、ほかに新しい場所を探さなければならぬといったときに、新しいところでまちづくりができないといったところが、いろいろある課題の中でも一番根っこにある難しい、法的なことも含めて解決しなければいけないことということかと思っております。

そこで今回コンセプトとしまして、当たり前ですが復興、まちづくりをとにかく速やかにしなければいけないといった中で、今ある土地利用のいろいろ規制、ゾーニング、ありますが、そういった見直しを1つ1つやってから事業をやるということでは必ずしもなくて、可能なところから、事業をできるところからすぐ事業をして復興できるような、そういう土地利用の仕組みにまじりたいと。

それからそういったことをやっていく上で、なるべくワンストップで処理できて、許可基準なんかも軽いものにして、すぐに実行できるようにしたいと考えております。それを具体的に制度に落とし込んでいくのが、これから詰めていくことになっていきますが、大きく分けて下の絵にありますような3つの部分があると思っております。

主に都市計画、都市行政に関係してくるところは、この「土地利用再編等に関する制度」というところかと思っておりますが、簡単に言いますと、農林水産業や何かと一体となった地域丸ごとの復興のための整備事業をどうやってスムーズに行う制度にするのか、そういう制度づくりをしたいと思っております。

もう少し具体的に言いますと、まず土地利用や復興のために必要な事業の計画を、各市町村や何かで今、復興計画とかいろいろな名前で作っておりますが、そういう復興の整備のための計画をつくっていただいて、さっき申し上げたようないろいろな許可について、できるだけ許可の基準というものを不要化して行って、ワンストップでできるようにする。そして既存の事業手法だけでなく、例えば商業ビルだとか、あるいは住宅だとか、官公庁施設だとか、そういったものを全体まとめて1つのパッケージの都市施設として作り上げていくような全面買収型の仕組みを新たにつくるとか、あるいは今まで農地だったところを今度は宅地にして住まわなきゃいけなかったり、農地をもう少し集めたりというこ

ともしなければなりません。農林水産省と一緒にあって、宅地と農地と一体的な整備の手法をつくり上げていってスムーズに進めると。こんなことを制度で入れたい、つくりたいと思っております。

またこれ以外にも特区と言われているような、例えば公営住宅の入居資格や何か緩和するとか、こういったような特区の制度、あるいは全国的に予防という意味で、津波の防災に関する制度、こんな制度をつくっていきたいと思っております。

それぞれが別々の法体系になるかどうかというのは、これはまたかなりテクニカルな問題もありますので、整理の仕方はこれから詰めていくことになりますが、いずれにしても、現地で幾つも計画をつくらなければいけないことのないように簡単なリンクを張って、使いやすいシステムにしていきたいと思っております。

3ページ以降は既に行ったことの説明になります。7月22日には、今申し上げたような法律で土地利用の調整をする前に、運用でとにかくできることを、現場を少しでも動かしたいということで、誘導を促進するような、復興を促進するような、集中的にやるようなエリアをある程度決めて、そこを集中的にやりましょう。そしてそのために必要な土地利用の調整というのは、もちろん制度を変えない範囲内ですが、円滑にできるようにしましょうということ、ガイドラインをつくって周知しております。

それから次、4ページへ移らせていただきまして、そういった土地利用の調整だとか復興の事業をやっていく上で、現況調査といったものは当然欠かせないものでございます。これを、直轄調査、国土交通省のほうでやっておりまして、ここに書いてあるような数字の状況でございます。

1ページ、さらにめくっていただきまして、また復興計画がどのくらい進んでいるのか、これも市町村によって多少進度に差はあります。すごく大まかに言ってしまうと、この9月までに復興計画策定予定と言っているところが約半分。年内と言っているところが残りの半分くらい。こんな状況でございますので、何とか、先ほど申し上げたような法律だとか補正予算だとかといったものを早くつくって、この復興計画が今度は具体的に姿になるのを押していかなければいけないと思っております。

6ページから参考になりますが、今申し上げたような復興計画ないしは現況調査を国交省の直轄調査でやっておりますということを補足説明させていただいた資料ですので、6、7、8と参考ですので飛ばさせていただきます。

9ページでございます。最初に2つ話題があると申しましたが2つ目の話題で、今後の

都市計画制度の見直しの検討をどう進めていくかということでございますが、第13回小委員会でご議論いただいたことのご紹介をさせていただきます。

簡潔にいたしますと今後、今まで主に理論面での議論を深めてきていただきましたので、そういったことが実際の現場、具体の場所で、どううまく機能するのか、そのためにはどうしていったらいいのかというようなことを、ケーススタディーをしていきたいということでご議論をいただいております。今後、次の小委員会からケーススタディーということをしていただきまして、そしてその後の、運用の見直しだとか制度の改正だとかいったところにつなげていきたいというふうに進めていきたいと存じております。私のほうからは以上でございます。

○都市計画部会長 はい、ありがとうございます。それでは、以上の説明内容につきまして、何かご質問、ご意見等ございましたら、どなたからでも結構ですのでご発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。 C委員、どうぞ。

○C委員 他の委員会でも同じようなことをやっているところもあるので、他の委員会との連携をどのように今後とっていくのでしょうか。というのは、河川もやっていますし、あと環境省のほうも、環境部会の中でも似たようなことをやっていますので、すみ分けにするのか、それともワンセットにしていくのかということ、すごく重要だと思います。私も何度か行かせていただいているんですが、例えば道の駅ですが、ちょうど陸前高田のほうに行く途中に残っているところがとてもいいところなのです。が、農地ではあるのですが、その周辺をもう1回つくってあげばとてもいい町にもなると思いますし、今はちょうど仮設住宅も幾つかそこにも建っているわけなのですけれども、そういう形での土地の、今まで国交省がやってきたいろいろな事業とつなげたような形でやっていけるのではないかと思うような場所もあるんですが。

ただ、ほんとうに各省庁がいろいろなものをしていっちゃうので、その中でコーディネーションというものをどこが主体となってやっていくかということ、どう決めていくかということがすごく重要だと思いますので、そこのところもう少し見えると重複しなくて済むんじゃないかなという感じがいたします。

○都市計画部会長 事務局、お答えいただけますか。

○事務局 説明させていただきます。今おっしゃられたこと、多分、仕組みをつくっているところのコーディネーションと、それから多分、現場レベルのコーディネーションと、両方あるかと思うんですが、まず仕組みをつくっているほうのコーディネーションという

ことで申し上げます、先ほどの2ページの絵になりますけれども、例えば先ほどお話が出た河川局とどう調整してやっていくのか。この全国的な津波防災に関する制度というのは、まさに両局で今一緒にやっています、河川局のほうがどちらかという長男でうちが次男坊ぐらいの感じかと思うんですけれども、これはもう日々、事務方がどうしようということ議論していますし、法律の中身もそんなふうにしていこうと思っていますので、きちっとこれは調整していきたいと思っております。

それから、それ以外のところの土地利用とか復興というところがございますけれども、ここは内閣、復興事務局のほうが最終的には主に主体になって、我々はその傘下で活動するというような形になりますので、当然そのときに、先ほど土地利用だったら農水省と一緒にやらなければいけないとか、あるいは例えば自然公園だったら環境省とかも出てくると思いますし、もちろん我々自体もその省庁と連携をとっていますけれども、さらに復興事務局という組織をもって調整に当たるという仕組みになっております。

また、さらにそれを実行あらしめるという意味において、先ほどちょっと直轄調査のことを申しましたけれども、現場に入って復興整備計画をつくるお手伝いを国交省の職員が現在しておりますので、その職員はもちろん国交省の代表でありますので、国交省ないしは政府の代表でありますから、例えば都市局の事業だけやっただけで、例えば公営住宅をどうするかとか、そういったこともお聞きして、またこっちの本省のほうへフィードバックしていただいて、現地ではほんとうにやりたいことはどうやったらうまく進むのかという、ある意味、仲介役、コーディネーター、アドバイザーみたいな、そんな仕事の仕方をしておりますので、そういったことでコーディネーションを進めていきたいと思っております。

○事務局 若干補足いたしますと、資料の6ページに、今の直轄調査の実施体制が載っておりますけれども、3名体制で国土交通省が現場に行くのにあわせて、復興事務局とか、それから先ほど出ました環境省とか、連携する体制をつくっております、それぞれ一緒に調整して現場に入るというような形で、問題意識は持って調整しておりますし、より密接に連携をとって、現場で混乱しないように努力していきたいと思っております。

○C委員 ありがとうございます。

○都市計画部会長 ほかに、D委員、どうぞ。

○D委員 今回のこの2ページに、「リンク」というところですが、都市計画制度小委員会で、今回はそのうちの非常に重要、先ほどご説明された、非常によくわかったんで

すけれども、「土地利用再編等に関する制度」ということで、ここに挙げてあるものが出てきている。これは非常に重要で進めるべきだと私も思います。

特区というのは、特区なら特別でいいんですが、今回は全国的な津波防災に関する制度というものが出来たときに、かなり広域的に、全国的にかかってくるものがあって、それを都市計画制度の中でどういうふうにとめるとかという議論は、ここでするのか、それはもっと別に併記になるのか。その辺をちょっと教えていただきたいと思います。

○都市計画部会長 事務局のお考えをお願いいたします。

○事務局 あくまでも事務局の考えではございますけれども、都市計画そのものという側面もないわけではないと思うんですけれども、基本的にここは海岸の堤防を一体どのくらいの高さにして、その後、津波の想定される高さがどのくらいになるのか、そしてそれに対して我々、「津波防護施設」みたいな言葉を使っていますけれども、公物としての、津波を守る堤防以外の施設、例えば少し森とかあるだとか、あるいは道路が高くなっているとか、そういったものを今、二線堤等の津波防護施設、多重防御と言っております。こういったものを整えた上で、どうしてもさらに危ないと思われるところに一定の建築物の規制といったものをかけていこうという制度でございまして、あまり、がちっと都市計画で押さえていくというようなフレームでは必ずしもないやり方を今、考えておりまして、そういった意味ではいろいろまたご議論といたしますか、ご意見はいただきたいと思いますが、都市計画の制度そのものとしてご議論を細かくいただくというような性格では多少ないのかなとは思ってございます。

○都市計画部会長 よろしいでしょうか。

○D委員 はい。

○都市計画部会長 ほかに、いかがでしょうか。

○E委員 すみません。

○都市計画部会長 E委員、どうぞ。

○E委員 先ほどのD委員のお話とも関係があるのですが、その2ページのところで、今回は東日本大震災限定ということで、例えば復興特区というものを設けて、その中で土地利用再編で、非常にワンストップで対応していくというふうなイメージを私としては抱いているんですが、例えばこれが今後この復興特区に限らずに、この流れがほかにも使われていくのか、あるいは今回の集中豪雨でも非常に大変な被害が地域的に出ておりますが、そういった復興特区というものを、制度をちゃんときちんとして、そういう復興特区

であればこの震災に限らず、こういったものを漸次適用していくと、そういう将来に向けての意味もあるのかというところを、ちょっと聞かせていただきたいと思います。

○都市計画部会長 はい、お願いします。

○事務局 すみません。もともとの進め方自体は、東日本大震災のエリアで特区ないしは特別な措置ということでやってきております。ですからそういったところについて先日、近畿地方を中心に大きな被害が出てきたわけですが、実態の被害の詳細だとか、一体どうやって直していくのかといったところについて、今まとまっているわけではございませんので、またその状況や何かを見なければいけないとは思いますが、この法案自体はもともと東日本大震災ということでやっております。

ただ、今回の近畿の被災地のことに直接ということではございませんけれども、こういった特別措置をとって行く中で、都市のあり方とかいったことで非常に役に立つものが結果として検証されて出てくれば、今後の課題、応用問題として、それをさらに別の地で生かしていくようなことも考えなければいけないのかなとは思っております。

○都市計画部会長 ありがとうございます。ほかはいかがでしょう。よろしいでしょうか。

それでは、ほかにご意見、ご質問もないようでございますので、都市計画部会はこの程度とさせていただきます。以上をもちまして、第7回都市計画部会を終了いたします。なお引き続き、歴史的風土部会に移りますけれども、本日は合同会議ということでございますので、委員の皆様におかれましては、お時間の許す限り、このままの席で参加いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは事務局にお返しします。

(3) 歴史的風土部会

①部会長の互選

○事務局 引き続きまして、第17回歴史的風土部会を開催させていただきます。本日もご出席いただきました歴史的風土部会の委員は5名中4名でございます。社会資本整備審議会令に定める定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

それでは部会長の互選でございますけれども、初めに社会資本整備審議会令の規定によりまして、部会長の互選をお願いしたいと存じます。委員の皆様の中から部会長を互選し

ていただきたいと存じますが、どなたかご推薦をお願いいたします。

○F委員 はい。

○事務局 お願いいたします。

○F委員 部会長には、これまでも歴史的風土部会長でいらして歴史的風土の保存に高い見識をお持ちの上村委員に、引き続きお願いしてはいかがかと思えます。ご提案申し上げます。

○事務局 ただいまF委員から上村委員を部会長にというご推薦がございましたが、皆様のご意見はいかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○事務局 ありがとうございます。では皆様のご異議がないようでございますので、上村委員に部会長をお願いいたしたいと存じます。それでは上村部会長には部会長席にお移りいただきまして、これからの進行は上村部会長にお願いいたします。

○歴史的風土部会長 ただいま委員の皆様からご推挙いただきました上村でございます。非力ではございますけれども、皆様のご協力を得て務め上げてまいりたいと思っておりますので、引き続きどうぞよろしくをお願いいたします。

② 古都鎌倉の世界文化遺産推薦について（報告）

○歴史的風土部会長 それでは早速ですけれども、次の議題に移らせていただきます。古都鎌倉の世界文化遺産推薦について事務局のほうより報告をお願いいたします。

○事務局 公園緑地・景観課長、舟引と申します。よろしくお申し上げます。

私から古都鎌倉の世界文化遺産推薦についてご報告をいたします。まず冒頭に趣旨でございますけれども、これまでご案内のとおり、京都ですとか奈良につきましては古都として世界遺産指定が受けられてございます。ただこの場合は、それぞれの京都及び奈良の文化財がコアとなる構成資産という形で世界遺産登録がされてございます。今回はそういったコアとなる文化財に加えまして、古都保存法で守られてきました文化財の背景となる山稜部、山の部分をコアとなる構成資産として登録するというところで、国土交通省としては初めて推薦に加わり、古都鎌倉の世界遺産の構成資産となるコアとなるものを、我々のほうの行政で一端を守ってきているということも含めて、今回推薦省庁に加わるということでございます。具体的資料は4-1から4-3、それから参考資料の3、4でご説明をい

たします。

まず資料の4-1をお願いいたします。1ページ目は鎌倉市の概要でございます。ご案内だと思しますので省略をいたしまして、2ページ目をお開きください。

鎌倉、非常に雑駁な年表が書かれてございますが、4段目に、昭和30年代後半というところですが、経済成長に伴いまして転入人口が急速に増大し宅地開発の急増、当時の言葉では「昭和の鎌倉攻め」という言葉で表現をされまして、実際に、その下にありますが鎌倉で、鶴岡八幡宮の裏、「御谷」と書いて「おやつ」と読みますけれども、御谷のマンション開発騒動が起きました。またあわせて同時期に京都市におきまして双ヶ岡、これも残された樹林地でございますけれども、そちらの開発問題が起きたということもあまして、その2つ下、昭和41年、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法、いわゆる古都保存法が制定をされまして、それ以降、この年表に書いてございますけれども、保存区域、特別保存地区というものを指定してまいっているところでございます。

3ページをお願いいたします。最終的に現在の姿につきましては、上から2行目でございますけれども、歴史的風土保存区域が989、約1,000ヘクタール、歴史的風土特別保存地区が13地区、573.6ヘクタールとなっております。歴史的風土保存区域につきましては、一定の建築等の行為については届け出等で規制をされる区域でございます、さらにその中に特別保存地区という、ほぼ現状凍結的な土地利用規制が行われる区域でございます。下の図をざっと見ていただくとおわかりかと思っておりますけれども、昭和41年、48年、61年の拡大が示してございますが、区域の中で黒い部分は特別保存地区、現状凍結的な厳しい土地利用規制がなされる地区が非常に拡大をしてきたことが見てとれると思います。

次のページがA3になってございます。これが現在の指定状況でございます。紫色のちょっと濃いものが歴史的風土特別保存地区、その周りにやや薄目の紫色が歴史的風土保存区域、さらにその外側に緑色に描かれてございますが、都市計画で指定される風致地区であり、これも緑地を保全するための用途地域でございます。こういう形で現在まで山の部分が守られてきているという状況でございます。

資料の4-2をお願いいたします。次は世界遺産についてのご説明です。1番に世界遺産条約がありますが、目的として、文化遺産及び自然遺産を人類全体のための世界の遺産として守るという趣旨のものでございまして、昭和47年にユネスコ総会において採択され、我が国は、その2つ下ですか、平成4年に承認して条約が発効されてございます。

2番のところ、下に表がございます。現在16の世界自然遺産、文化遺産が指定されております。先ほど申し上げました古都京都の文化財が5番、古都奈良の文化財が9番、最近、平泉が指定されたことは皆さんご記憶に新しいかと思えます。

2ページ目をお願いいたします。具体的に世界遺産への登録手続がどういうことかといいますと、まず一番上の四角でございますけれども、世界遺産暫定一覧表を世界遺産委員会に提出する。これが暫定リストというものです。それから推薦準備作業を進めまして、3つ目の四角、準備が整った資産から順次推薦を決定。具体的な手続といたしましては、各省関係の審議会ですら報告をします。同時に文化庁と文化審議会のほうにもかけられる予定でございます。最終的には世界遺産条約関係省庁連絡会議を開きまして、政府として意思決定をして、9月30日期限で暫定版の推薦書を提出いたします。正式版の提出を次の1月までに行い、その後、約1年半の審査を受けまして最終的に登録の可否を決めるということで、再来年の夏ぐらいが判断の基準になるということでございます。

3ページ目、お願いいたします。3ページ目、「古都鎌倉の寺院・神社ほか」というのが一番上に挙げられますが、これが暫定リストの一覧表で、当時の暫定リストの名前では「古都鎌倉の寺院・神社」と、やはり文化財に偏った名称でございます。その後の準備が大きくな5であります。平成4年から23年までずっと検討を続けておりました。平成23年3月のところを書いてございますけれども、当初はやはり寺院・神社を構成資産として想定しておりましたけれども、2行目の終わりから「山稜部を含めた基本的な地形や都市構造が残っていることが重要であり、社寺等が含まれる山稜部を全体的に評価し、構成資産をまとめてはどうか」、こういうご指摘を受けて、コアとなる構成資産に山稜部を取り込んで古都保存法による歴史的風土特別保存地区が含められるということになって、本審議会でご報告していることでございます。

6番が今後のスケジュールでございますけれども、このまま9月に関係省庁連絡会議で意思決定をして、ユネスコ世界遺産センターへ提出をするということになります。

資料4-3並びに参考資料4ですけれども、「武家の古都・鎌倉」と書いたものを、8ページと11ページのところを開いていただいて、さらにそれをもう一度開きますと、こういう形で写真が出てまいりますので、そちらをちょっとご覧いただきながら説明を聞いていただければと思います。

資料4-3ですが、「武家の古都・鎌倉」の世界文化遺産推薦で、所在地は神奈川県鎌倉市を中心として一部横浜市、一部また隣接する逗子市が含まれる区域になります。

5番目が概要で、1行目の終わりになります、「古代社会の貴族支配から中世・近世へと続く武家支配への移行という大変革をもたらした」というのが1つのエポックでございます。その後の後半2つ目の段落の真ん中辺から「要害的地形をなす後背山稜の崖地及び谷戸を切削・造成し、そこに重要な施設を機能的に配置し、政権支配・防御の構造を創り出すことによって、山稜部と一体となった稀に見る政権所在地の類型を形成した」、これが鎌倉の遺産の概要です。

6番に、実際、ユネスコの評価基準の何が適用されるかということのうち、次のページに細かいのがありますけれども、ここではそのうち適用されるもの、3と4でありまして、1つは3番ですから「現存するか消滅しているかにかかわらず、ある文化的伝統又は文明の存在を伝承する物証として無二の存在」。それから4ですけれども、四角に入っているところで「歴史上の重要な段階を物語る建築物、その集合体、科学技術の集合体、或いは景観を代表する顕著な見本である」。この2つの要件に合致をしているということです。3の要件でいきますと「武家政権発足の地、武家文化創出を示す証拠」としましてポツが3つありますけれども、1つ目の「世襲制による職業的戦士階級を出自とする武家集団による支配」といったものは、例えば鶴岡八幡宮をはじめとする、八幡宮はお手元のパンフレット真ん中にございますけれども、そういったものが構成資産の一つとなるだろう。また「禅宗寺院などの中国文化との交流・摂取」につきましては、パンフレットのほうで見ますと一番左側になりますけれども、円覚寺ですとか建長寺ですとか、そういう禅宗のお寺も含まれることになろうかと思っております。

それから4番として、「歴史上の重要な段階を物語る建築物」云々のところにつきましては、先ほど申し上げました「山稜部と一体となった稀に見る政権所在地の類型」ということで、「三方を山に囲まれ一方が海に開く」。これはあえて説明するまでもないかと思いますが、古都保存法の山稜部でございます。それから2つ目ですけれども切り通し、やぐら等、独特な土木的施工による造成の痕跡ということで、パンフレットの真ん中の右部分の下側に、切り通し、朝夷奈切通、大仏切通、亀ヶ谷切通、名越切通と書いてございますが、敵の侵入を防ぐために山に限定的な通路を設けたというのが現存をしている。こういう資産を含めて資産認定をしようというものでございます。

改めて、すみません、ちょっと戻って、資料4-1のA3の、こちらの古都保存の指定の図面をもう一度ごらんいただければと思いますが、先ほどの中枢資産、中核の資産となるというコアの部分が、ここで言いますと特別保存地区ですので、濃い紫色の部分です。

世界遺産の場合は、そういうコアとなる資産を保護する、守るというバッファー・ゾーンというのをおわせて位置づけられることとなりますが、その部分につきましては歴史的風土保存区域ですとか都市計画法に基づく風致地区、緑色の部分、こういったものを含めてコアとなる山稜と、それを守るバッファーというような形で構成して申請をすることになる予定でございます。簡単ではございますけれども、以上で説明を終わります。

○歴史的風土部会長　　どうもありがとうございました。古都鎌倉の世界文化遺産推薦について、今までの説明内容につきまして何か皆様のほうからご質問、ご意見がございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

じゃあ私のほうから1つお聞きしたいんですけども、大体のタイムスケジュールはお聞きしたんですけども、登録から1年半の間には、どういったことがこの間にチェックされ、またこの分科会で応援すべくできるようなことが何かございますでしょうか。

○事務局　　実際は世界ユネスコのセンターに登録をいたしますと、資料4-2の2ページをごらんいただき、プロセスが書いてございます。その四角が並んでいる中の下から4つ目で推薦書の正式版を提出いたします。その下にありますが、専門家で構成された国際非政府機関、イコモスと呼んでいますが、国際記念物遺跡会議、こういう団体がございまして、ここの方々が実際に具体的に審査を行う。我々はまず書類の審査で書類を提出しますが、世界から、どういう方が選ばれるか我々はわかりませんが、委員が集まりまして、実際に現地まで来て、申請された資産がきちっと守られる状況にあつて、それがそもそも資産としてふさわしいものであるか、それが守られる措置がきちんと講じられているか、こういったものを審査した上で、というところでちょっと時間がかかると聞いてございます。

○歴史的風土部会長　　ありがとうございました。はい、お願いします。

○G委員　　私、葉山に住んでいますので、鎌倉にはよく行くんですが、こうやって歴史的風土の地域というのは、ある意味では、地元に住んでいる方々が自分たちの風景や街並みを守るため、また世界遺産になりたいという気持ちもあると思いますが、保全していく上にやはりどこかで、1つの決め事があることによって守られるということになると思います。結局地元の商店街とかそういうところが、こうやって世界遺産になったときに、歴史的風土を守る地域として指定していくことのセットでやっていかないと、おそらく、とてもすてきな世界遺産がある隣に、街並みなんかばらばらになってしまっていると。まして鎌倉はまさにそれで、中の小町とかそういうところは、ほんとうに見ていても美しくな

い。むしろ景観条例も全然守られていないような、もちろん高さ制限とかそういうものは守られてはいるんですけれども、やはり町並み保全とかそういうのを、逆に世界遺産になる前にもうちょっと規制をかけてあげたほうが、ある意味ではマッチングしていくんじゃないかと思うんですけれども、こういうバランスってどうやってとっていくんでしょうか。

○事務局 古都保存法ができた発端というのが、やはり開発をどうやって防ぐかということでございまして、お手元の資料、先ほども説明しましたけれども資料4-1の3にございますが、かなり現状凍結、土地所有者にとってほとんど何もできないような指定区域を指定するわけで、それがこの20年間の間に相当数、この黒っぽいところが増えてきたというのは、そういう古都保存の要請に対するあらわれが1つ出てきているということだと思います。

あわせて直接は古都保存ではないんですけれども、ここの市街地の中に残っております、我々、三大緑地と呼んでいますけれども、市街化区域のままで緑地が残っていたものについても、ここ30年かけて市民の保存運動で最終的には公共的な緑地として保存することが決まっております。

また、今の鎌倉市の緑の基本計画の中では、さらに古都の特別保存地区を拡張したいという意向を市としては示してございますし、平成16年にできました景観法では、いち早く取り組み、景観計画をつくりました。どうしても行政の手当てが、ちょっとずつ後手後手になっていることは否めませんが、トータルとしては何とか守れてきたのかなということと、世界遺産という部分になれば、やはりそこは市なり県としての一つのステータス、プライドというようなことで、より協力が得られればいいなということで、景観計画、何とか景観地区の指定、端緒についたばかりでございますので、ちょっと見守っていきたいなと考えております。

○G委員 もう一つ、どの時代の部分を強調して、保全していくのがちょっとよくわからない。侍の時代はもちろんいいのですが、侍の時代以外のところでも、やはり守るべき建物というのが、昭和の初期のころにもあるので、その兼ね合いはどうなるんでしょうか。

○事務局 世界遺産登録の部分と建物を守る部分は若干切り離して考えていただければと思いますが、世界遺産登録は、先ほどの中で言いますと資料4-3の上の四角に書いてございますけれども、世界的に1つレアであって、あるエポックを形成している資産であるという認定をもって世界のヘリテージだとするということ。そういう物差しについて

見れば、武家政権発足の地という一つのエポックを、かつ山を一体として、山と市街地になっているという形態が今でも残っているということが、世界的なスタンダードで見て極めて重要であるという判断をしていただくという部分で世界遺産登録をいたします。

一方で、残された建物等につきましては、1つは景観計画ですとかそういったもの、また、さまざまな我々のまちづくりの支援制度の中でできる町家の保全だとか、できるところはやっていきたいと思っておりますけれども、いかんせん、市の報告状況を見ますと、やはりまだ開発の圧力、かなり厳しいものがあって、特別保存地区に指定されていない緑の部分でもいろいろな開発の申し入れが出てきて、かなり闘いながら今でも守っているという状況です。

○G委員　で、その部分をやはりこの古都保全法で、もっと守ってあげられる力はあるわけですか。

○事務局　古都保存だけでなく建物まで含めますと都市計画行政全部で、まさに高さ規制、それから景観法による意匠の規制、そういったものすべて総合的にやっていかないと守れないと思っておりますが、ただそれはすぐにじゃあきれいになるかということ、そんなに簡単ではなく、建てかえだとかそういったときの中でだんだんきれいになっていく部分はあるかと思っております。

○G委員　期待しています。

○歴史的風土部会長　G委員、よろしいですか。ほかにご意見、ご質問ございますか。

○H臨時委員　じゃあ、すみません。よろしいでしょうか。

○歴史的風土部会長　お願いします。

○H臨時委員　非常に素晴らしいことで、ぜひ進めていただければと思います。感想みたいな話で申しわけないんですけども、資料4-1のA3の大きい紙を見せていただくと、これだけ保存区域、それから保存地区ですか、広がっているのかということは非常によくわかるんですが、ふだん、都市計画の制度小委員会のほうをやっている我々から見るとおもしろいのは、町中が真っ白なんですよね。普通こっちに色がついていて、こちらの議論をよくしているわけなんですけど、そういう意味で今の議論の中で、実はこの白のところは都市計画の用途規制とかコントロールをしながらうまくそこで吸収できたとかいう議論が、本来はやっぱりセットでできれば理想なのかなと思ったということですね。周りだけの話になっているので、ほんとうはセットでの議論が期待されるということなのかなと思います。見せ方の戦略も含め、お考えいただければと思います。

あと、見せ方の話でもう1点ですけれども、いただいたパンフレットとかを見ると、やっぱり景観の話、山稜の話なので、景観でどう見るかということがポイントになるかと思うんですが、視点場としてあるのが、空からの写真ばかりなんですよね。おそらく町なかから見て山稜がどうかとか、そういう視点場が本来はあったほうがよくて、そちらのほうからも戦略的に何か考えて入れられてもいいのではないかなと思いました。以上です。

○歴史的風土部会長 コメントございますか。

○事務局 地元鎌倉市にもよく伝えて相談してまいりたいと思います。

○歴史的風土部会長 また、歴史的風致、歴史まちづくり法等を利用しながら、市街地の方は世界遺産の対象にはならないかもしれませんが、なかなか市街地は難しい問題が多いでございますけれども、そういった歴史まちづくり法も使ってぜひ保存をいただきたいな、整備いただきたいなと思っております。

はい、お願いいたします。

○I委員 僕も感想的な意見ということですが、鎌倉はこの緑の事も有名ですけれども、交通の問題が非常に厳しいということも知られていて、しかも非常に早くに取り組んだところでもあって、計画も持っていて、あと、こういうことの機運とか価値観が変わってくるのにつれて、ここでの車の賢い使い方をどうするのかというのが、重要な課題であると思います。

○歴史的風土部会長 確かに道路事情はあまりよくないと思いますんですけども、そういうことについてですね。

○I委員 歴史的な、こういうある構造を持った都市での、我が国での一つの車とのつき合い方みたいなことを出す。そういうのが非常に重要なところですので、よろしく願いしたいと思います。

○歴史的風土部会長 おっしゃるとおりだと思います。コメントございますか。

○事務局 これもお答えにはならないですが、確かに市街地のほとんど、もう4車線道路というのが全くないような状況で現在までなっています。ただそういうものと、これから古都、世界遺産を目指すところでどういうふうな調和をとっていくかというのは、市としてもいつも常に出てくる課題としてご認識はいただいていると承知してございます。

○歴史的風土部会長 ありがとうございます。まだまだご意見があるかもしれませんが、時間もありませんので、この程度とさせていただきます。今日のご議論を含めてぜひ地元が一度どういうふうになっているのか、またどういった機運が盛り上が

っているのか、あるいは地元自治体がどんなふうなお考え方でおられるのかも含めて現地を視察しまして、地元自治体と意見交換をしてはいかがかと思っておりますけれども、いかがでしょう。皆様のご賛同があればと思うんですけども、ご意見いかがでしょうか。よろしゅうございますか。ぜひ地元へ行って、生の意見交換をさせていただきたいと思っております。ではそういう方向で日程調整をして、具体的に進めていきたいと思っておりますので、また改めて日にちについてはご連絡をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

それでは以上をもちまして第17回の歴史的風土部会を終了させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○分科会長　それでは以上で本日の議事を終了いたしますけれども、最後に加藤都市局長から委員の皆様にごあいさつがあるようですので、お願いいたします。

○都市局長　都市局長の加藤でございます。本日は各委員の先生方、ご多忙のところご参集いただきまして、誠にありがとうございました。本日は、分科会会長、都市計画部会、歴史的風土部会の部会長の互選をしていただきまして、体制を整備させていただきました。あわせて都市計画制度小委員会の審議状況と東日本大震災をめぐる対応状況、また古都鎌倉の世界文化遺産推薦について最近の動きをご報告させていただいたところでございます。

先ほどもご報告させていただきましたが、東日本大震災による津波被災市街地の復興については、第1次補正予算でかなりの規模の予算額を確保させていただきまして、津波被災市街地復興手法検討調査などの調査をやっておりますが、その成果を被災自治体に提供することを通じて、被災自治体の復興まちづくり計画の策定について、引き続き強力に、いろいろな面でお手伝いをしていきたいと考えております。

先ほどもお話がございましたが、これは、うち国土交通省だけでやるのではなくて10省庁で連携をとって、ぜひ実のある形で被災市町村のお手伝いをしていきたいと考えております。また本格的な復興支援策については、去る7月29日に決定されました復興の基本方針に基づきまして、これも第3次補正予算において必要な対策を盛り込むべく、現在関係省庁と協議をしているところでございます。

ただ、今日は都市計画課長のほうから津波のことを中心に現在の検討状況をご報告させていただきましたけれども、今般の震災による被害は津波によって洗われた市街地だけではなくて、これも各委員の先生方ご案内のとおりで、宅地被害も相当な被害を受けております。都市行政の担当分野としては、例えば液状化対策を今後どうやっていくのかとか、

あるいは大規模に盛土で造成した宅地の被災地も非常に大きな被災を受けております。こうした宅地被害の現状、その復旧・復興をどう進めていくかということも大きな課題となっておりまして、これについても津波被災地の復興とあわせて、補正予算の中でぜひ必要な対策を盛り込んでいきたいと現在考えておりまして、これも協議をいたしているところでございます。

一方、古都鎌倉の世界文化遺産登録につきましては、これも公園緑地・景観課長からも説明させていただきましたが、関係省庁連絡会議において政府としての推薦の意思決定を行う予定になってございます。推薦後は、海外の専門家によって現地訪問を含む審査・評価が行われますけれども、鎌倉の登録に向けて古都保存行政についてもぜひいろいろな場面を通じて理解をしていただけるように引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

古都保存行政は、先ほどもいろいろとご意見をいただきましたが、景観法を含め、都市計画制度、いろいろ駆使してやりませんと、何というんでしょうか、一面的な断面だけ切り取っても、先ほど交通の話もご指摘いただきましたけれども、そういうことも含めて考えないとなかなか成果が上がってこないことが、私どももほんとうに痛感いたしております。そういうことも含めて都市局といいますか、関係部局を挙げて引き続き強力に取り組んでいきたいと考えておりますので、いろいろな場面でいろいろなお意見をお寄せいただければ大変ありがたいと思います。

本日ご就任されました浅見分科会長、中井都市計画部会長、上村歴史的風土部会長をはじめ、委員、臨時委員、専門委員の皆様におかれましては、今日の議題になったことだけではなくて、幅広く都市行政について今後ともご指導、ご鞭撻をよろしくお願い申しあげまして、簡単ではございますが私のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○分科会長　　どうもありがとうございました。

それでは以上をもちまして合同会議を終了させていただきます。長時間にわたりご審議いただきましてどうもありがとうございました。

(閉 会)